

第 3 章 資料編

1 子ども・若者育成支援推進法

○子ども・若者育成支援推進法(平成 21 年法律第 71 号) (抜粋)

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

- 2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

- 2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援

の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

2 子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針

本指針は、近々見直し検討の上、改訂予定

子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針

平成 22 年 2 月 23 日

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定

目 次

はじめに

1 協議会を設置する趣旨

2 協議会の基本的な仕組み

(1)対象となる子ども・若者

(2)設置主体

(3)協議会の名称

(4)構成者

(5)運営方法

(6)都道府県の設置する協議会と市町村の設置する協議会との役割分担

(7)都道府県の協議会の設置形態

(8)相談から支援に至るまでの流れ

3 調整機関

(1)役割

(2)想定される機関

4 指定支援機関

(1)役割

(2)想定される機関

(3)適切な民間団体が当該地域に存在しない場合

5 子ども・若者総合相談センター

(1)役割

(2)既存の窓口との関係

6 既存の協議会との関係

- (1) 法律に基づく協議会
- (2) 法律に基づかないネットワーク
- (3) 既存のネットワークとの関係

7 秘密保持義務

- (1) 趣旨
- (2) 適用範囲
- (3) 罰則
- (4) その他注意を要する例
- (5) 個人情報の提供に当たっての本人の同意

8 協議会設置の準備

- (1) 準備会の開催
- (2) 準備会設置のためのチェックポイント
- (3) 要綱の作成
- (4) 公示
- (5) 構成機関等に対する協力要請

9 人材の養成

はじめに

子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項は、地方公共団体に対し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）の設置に努めることを求めている。

この「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」は、各地方公共団体において協議会を設置する際の拠り所となる基本的な考え方を取りまとめたものである。もとより各地方公共団体ごとに子ども・若者をめぐる環境は異なり、また、現実を活用することのできる社会資源にも違いがある。そこで、各地方公共団体にあっては、この指針を勘案し、それぞれの実情にあった効果的な運用を工夫していくことを期待したい。

1 協議会を設置する趣旨

すべて国民は個人として尊重され、幸福追求に対する国民の権利については、国政の上で最大の尊重を必要とするものである（憲法第 13 条）。また、法は、「子ども・若者が

次代の社会を担い、その健やかな成長は我が国社会の発展の基礎をなすものである」との認識を示している（法第 1 条）。

しかし、近年、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題は深刻な状況にある。そして、これまで必ずしも十分には光が当たってこなかったこの問題に対応するためには、単一の機関だけでは困難であり、様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした発達段階に応じた支援を行っていくことが求められている。

そこで、法は、地方公共団体に、このような支援を効果的かつ円滑に実施する仕組みとして協議会を置くよう努めるものとしたのである（法第 19 条）。

2 協議会の基本的な仕組み

(1) 対象となる子ども・若者

ア 原則

協議会における支援の対象となる子ども・若者とは、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものである（法第 15 条第 1 項本文）。

したがって、「修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者」であるひきこもりや若年無業者だけではなく、「その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するもの」である不登校など様々な困難を有する子ども・若者を幅広く含むことになる。ここで、「子ども・若者」の対象年齢は 30 歳代までを想定している。

もっとも、福祉、雇用といった個別の分野における、それぞれの担当機関や他のネットワークによる支援だけで十分に対応可能なものまですべて協議会で継続的に支援を行う対象とするという趣旨ではない。すなわち、協議会においては、関係機関が密接に連携して総合的に対応する必要のあるものを扱うということである。

イ 具体例

協議会の複数の構成機関が連携して継続的に支援を行うケースとして、例えば、ひきこもり、若年無業者、小学校・中学校・高等学校における不登校の児童生徒などが考えられる。ここには、発達障害を背景としたひきこもり、不登校等の状態を含む。

一方、主に単一の機関による支援や他のネットワークによる支援で対応可能なケースとして、①フリーター等の不安定な就業を繰り返す若者等のうち、ハローワーク等の就業支援機関で対応することが適当な者、②医療施設でのケアが支援の大半を占める者、③児童福祉法第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会で対応することが適当な要保護児童等などが考えられる。

もっとも、協議会の趣旨は現に困難を有する子ども・若者を支援することであり、いわば入口の段階で対象者の区別を厳格に行うことは適切ではない。例えば摂食障害そのものは精神科等における治療の対象であるが、回復に相当の期間を有し、その間に社会適応性が乏しくなった場合には、就業支援や復学支援の必要が生じる場合もあると考えられるように、この協議会は、「ひきこもり、若年無業者、不登校」だけを対象とするものではなく、将来新たに問題とされるかもしれないケースを含めて、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を対象として複数分野の連携による支援を行う仕組みであることに留意する必要がある。

(2)設置主体

協議会の設置主体は、地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体であり、普通地方公共団体である都道府県及び市町村のほか、特別地方公共団体である特別区や地方公共団体の組合（一部事務組合や広域連合）も含まれる。

なお、こうした複数の市町村による共同設置については、一部事務組合や広域連合を設けることなく、事実上共同で設置することも可能である。

(3)協議会の名称

協議会の名称は、必ずしも「子ども・若者支援地域協議会」という文字を用いなければならないものではないが、協議会の設置要綱において本法に基づく協議会であることを示して、位置付けを明確にするべきである。

なお、協議会の名称については、内閣府令で定めるところにより公示すべき事項の一つとなっている。

(4)構成者（別添1参照）

協議会の対象となる困難を有する子ども・若者への対応は、例えば、①電話相談、個別家族支援、家族療法、家族会の紹介、緊急対応などの家族相談、②カウンセリング、心理治療、精神科治療、訪問支援などの本人へのアプローチ、③集団療法、デイケア、居場所作りなどの集団適応支援、④就業支援、修学・復学支援など、様々な社会資源を活用し、多様なアプローチによってより有効な支援がなされることが考えられる。

例えば就業支援の場において求められるのは、面接の受け方や履歴書の作成といった技術的なアドバイスはもとより、心のケアを要することもあり、保健・福祉の分野との連携が必要な場合もある。また、若年無業者の中には不登校傾向にあった者や高校中退者が少なくないので、教育からの離脱に対する予防と学校を離れた段階での早期対応について、教育の分野との連携が必要である。

このため、法は、協議会の構成者として、国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福

祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するものを想定している（法第15条第1項本文）。

（関係機関の具体例）

分 野	団 体	個 人
教育	教育委員会、教育センター、 学校（大学を含む。）	校長その他の教員、 スクールソーシャルワーカー 、 スクールカウンセラー、 特別支援教育コーディネーター
福祉	福祉事務所（家庭児童相談室を含む。）、 社会福祉施設、児童相談所、 発達障害者支援センター、 ひきこもり地域支援センター	保育士、家庭相談員、 民生委員・児童委員、 社会福祉士
保健、医療	精神保健福祉センター、保健所、 市町村保健センター、 病院・診療所、心理相談所	医師、看護師、保健師、 心理職、 精神保健福祉士
矯正、 更生保護 等	保護観察所、少年鑑別所、 少年サポートセンター	保護司
雇用	地域若者サポートステーション事業・合宿型 自立支援プログラムを運営しているNPO等の 法人・団体、 ハローワーク、職業訓練機関、ジョブカフェ	キャリア・コンサルタント
総合相談 等	子ども・若者総合相談センター（※）、 子ども・若者の支援に携わるNPO等	少年補導委員

（※）「少年補導センター」、「青少年センター」等を含む。

もっとも、法律上想定されている教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用のすべての分野の団体・個人を必ず含めなければならないものではなく、地域の実情に応じて、ある程度限定したり、逆に幅広くしたりすることも可能である。ただし、設置主体となる地方公共団体における「困難を有する子ども・若者への支援を所掌する部局」は構成機関となるのが一般的であるとする。

また、法第15条の「団体」には、法人のほか、①団体としての組織を備えること、②

多数決の原則が行われていること、③構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続すること、④その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること（最判昭 39・10・15 民集 18 巻 8 号 1671 頁）の四条件を満たすいわゆる権利能力なき社団も含まれる。したがって、法人のほか、権利能力なき社団も協議会の構成機関となることができる。

なお、青少年育成都道府県民会議、青少年育成市町村民会議、青少年団体、青少年育成アドバイザー、青少年教育施設や地元企業等には、個別ケースの検討に関わることもある構成機関としてではなく、社会体験や就業体験の場を提供することや、地域の青少年育成活動の実践などの側面的な支援が期待される。また、公民館等の社会教育施設には、家族を含めた一般市民に対する啓発の場を提供することなどが、勤労青少年ホームには、青少年のキャリア形成支援に係る環境整備を図ることなどが期待される。

(5)運営方法

協議会は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図ることを目的としている以上、まずはそれぞれの機関が一堂に集まり、お互いに「顔」の見える関係を築くことから始める必要がある。

協議会の運営方法は、設置主体が都道府県か市町村か、市町村であっても大規模か小規模かなどにより事情が異なるため一律に考える必要はないものの、理想的には、①構成機関の代表者によって組織される代表者会議、②実務者によって組織し、進行管理等を担う実務者会議、③個別のケースを担当者レベルで適宜検討する個別ケース検討会議の三層構造とすることが考えられる。

もっとも、実務者会議と個別ケース検討会議を分離せず同一の会議にすることや、個別ケース検討会議は対象とするケースの性質に応じて参加する構成機関を限定して開催することも考えられる。また、実務者会議のみで十分に関係者の意思疎通が図られ共通認識が醸成されるならば、必ずしも代表者会議を設ける必要はない場合もありうる。

ここで、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議のそれぞれについて所掌する内容は、例えば次のようなことが想定される。

① 代表者会議

代表者会議は、協議会の基本的な運営方針の決定など実際の担当で構成される会議が円滑に運営されるための環境整備を図るものであり、代表者レベルでの連携を深めるとともに、当該地方公共団体における子ども・若者の問題状況について情報交換を行い、関係者の共通認識を醸成することを目的とする。

また、広い関係分野に及ぶ支援の円滑な連携を図る趣旨から、調整機関以外の地方公共団体の関係部局もオブザーバー参加をすることも考えられる。

② 実務者会議

実務者会議は、問題となったケースの定期的な支援状況の進行管理、地域の実態把握、それぞれの機関の役割の明確化や活動状況についての情報交換などを目的とする。

また、家族を対象とした講演会の実施、ボランティアを含む支援者の養成・研修、企業や青少年団体などに対して就業体験や社会体験の場の提供を要請することなど、地域的な広がりを持った支援の基盤整備のために必要な連絡調整を行うことも考えられる。

③ 個別ケース検討会議

個別ケース検討会議は、ケースごとに対象者の状況の把握や問題点の確認、支援方針の策定・見直し、役割分担の決定・認識の共有などを目的とする。

(6) 都道府県の設置する協議会と市町村の設置する協議会との役割分担

都道府県と市町村との役割分担は、住民に対する個別具体的な支援は身近な市町村で行い、都道府県はそのバックアップをするという一般的な原則を基本とすべきである。また、当事者やその家族の立場に立てば、身近な市町村における支援の充実が望まれているものと想定される。

しかし、各地域の実情によっては設置に至らない市町村も存在しうると考えられるので、市町村が協議会を設置しているかどうかにより、都道府県と市町村との関係は例えば次のように考えられる。

① 協議会を設置している市町村と都道府県との関係

一般に都道府県の方が市町村よりも人的資源が豊富であることを踏まえ、市町村の協議会だけで扱うことが困難なケースがある場合、これを都道府県の協議会に相談したり、移管したりすることが考えられる。

また、必要に応じ、市町村の協議会に対して都道府県の協議会が助言をしたり、市町村の協議会での会議に都道府県に在職する医師等の専門職を派遣することも考えられる。

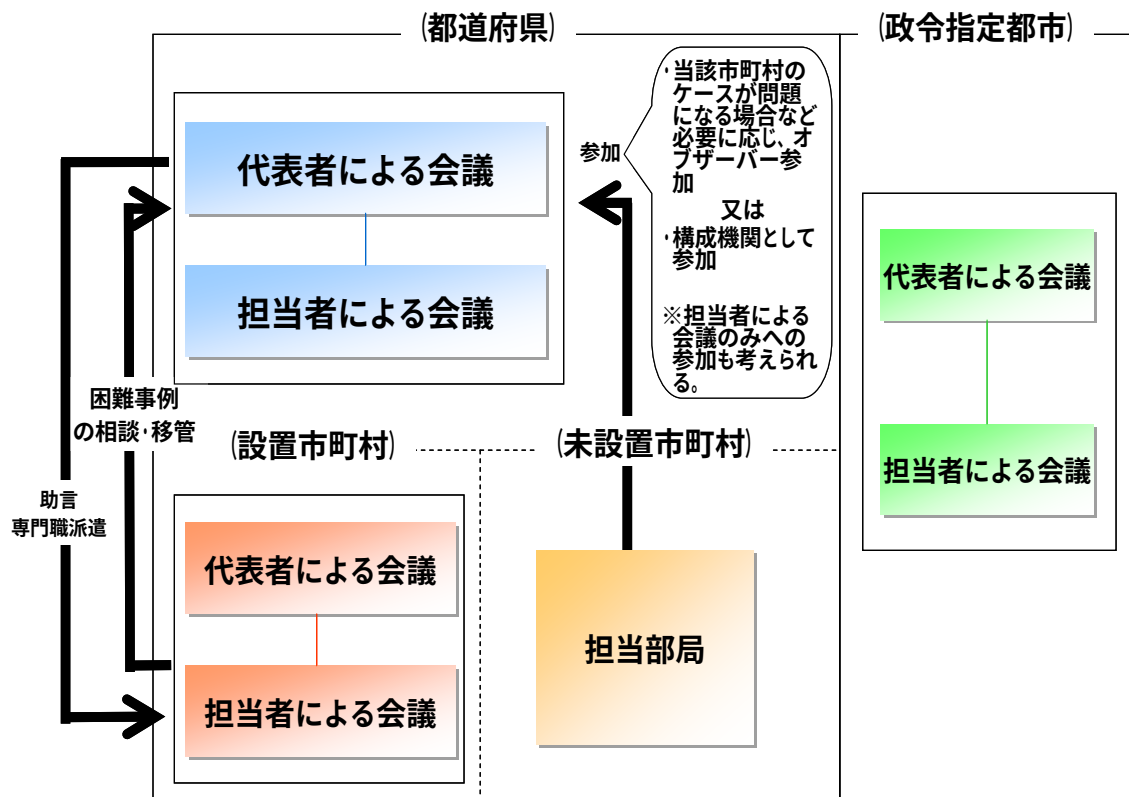
② 協議会を設置していない市町村と都道府県との関係

居住する市町村が協議会を設置していないために困難を有する子ども・若者が適切な支援を全く受けられないということがないようにするには、未設置市町村で生じる問題への対応は都道府県の協議会が扱うことが考えられる。

一方で、個別のケースについて詳細な情報を都道府県が収集・整理することは効率的ではない場合もありうる。そこで、協議会未設置市町村におけるケースが問題になる場合には、当該市町村の担当部局は、都道府県の協議会の会議にオブザーバーとして参加することが考えられる。この場合には、秘密保持義務に関し、本法ではなく地方公務員法第 60 条第 2 号の適用がある。また、都道府県の協議会が都道府県域を複数に分けて設置されているような場合（(7) の②、③）には、当該市町村の担当部局

は都道府県の協議会の構成機関となることも考えられる。

(参考)



なお、市町村との役割分担の観点などから、都道府県において個別ケース検討会議までは設けない場合であっても、代表者会議や実務者会議の機能を有する協議会を設置して、精神保健福祉センターなど都道府県レベルの既存の関係機関・団体相互の連携強化を担保し、相談体制の実質的な充実を図ることが望まれる。

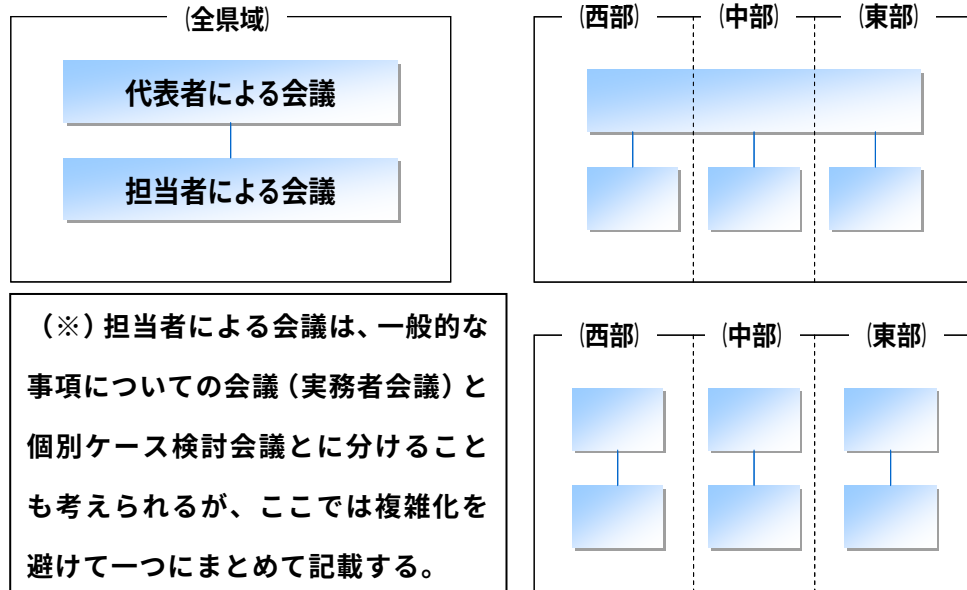
(7) 都道府県の協議会の設置形態

(6)に示した都道府県と市町村の関係を前提とすれば、都道府県の協議会の設置形態は市町村の協議会とは異なり、以下の3つの方法のいずれかをとることが考えられる。また、政令指定都市の協議会は都道府県の協議会に準じて考えることが適当である。

- ① 全都道府県域で一つの「代表者による会議」及び「担当者による会議（実務者会議及び個別ケース検討会議をいう。以下同じ。）」を設けること（左上図）。
- ② 全都道府県域で一つの「代表者による会議」を設けた上で、都道府県域を複数に分けてそれぞれに「担当者による会議」を設けること（右上図）。
- ③ 都道府県域を複数に分けて、それぞれに「代表者による会議」と「担当者による会議」を設けること（右下図）。

(参考)

各都道府県の協議会の設置形態例



(8) 相談から支援に至るまでの流れ

個別の相談、照会から支援に至るまでの具体的な流れについては、地域の実情に応じた運営となるが、個別ケース検討会議を開催して支援を行う場合、子ども・若者の立場からは次のような例が想定される（法第 20 条参照）。なお、早急に支援が必要な場合は、ここに示す例にかかわらず臨機応変な対応が必要である。

- ① 困難を有する子ども・若者である X 又はその家族は、子ども・若者総合相談センターに相談。
- ② 子ども・若者総合相談センターは適切な関係機関を X に紹介。
- ③ X は、子ども・若者総合相談センターから紹介された個別の関係機関（機関 A）に相談。
- ④ 相談を受けた個別の機関（機関 A）は、機関 A だけで対応するよりも、他の機関（機関 B、機関 C）とも連携をとって対応した方が効果的と判断。
- ⑤ 機関 A は、個人情報保護法令・条例に基づき、X（X が未成年の場合にはその法定代理人）より個人情報の取扱い（協議会への提供）について原則書面にて同意を得る。
- ⑥ 機関 A は、調整機関を通じ、協議会（個別ケース検討会議）の場で提案（機関 A 又は調整機関は事前に機関 B、機関 C と意見のすり合わせを行うことも考えられる。）。
- ⑦ 協議会において、機関 A が中心となりながらも、機関 B、機関 C が連携して支援することとし、今後の支援方針を取りまとめ。調整機関は、議論の概要及び会議の結果を記録・保存。
- ⑧ 機関 A から X に対し、支援方針など必要な事項を伝達。

- ⑨ 機関 A は協議会において状況を適宜に報告し、協議会は必要に応じ支援方針を再検討。
- ⑩ 調整機関は支援の結果を記録し、保存。

3 調整機関（法第 21 条）

(1) 役割

調整機関は、多くの関係機関等から構成される協議会が効果的に機能するために協議会の事務局機能を果たし、運営の中核として支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて他の関係機関等との連絡調整を行うことをその役割とする。

調整機関の業務として具体的に想定されるものは、以下のとおりである。

① 協議会に関する事務の総括

- ・ 協議事項等の協議会開催に向けた準備
- ・ 協議会の議事運営、議事録の作成、資料の保管
- ・ 協議会で対象となった個別ケースの記録の管理

② 支援の実施状況の進行管理

③ 個々のケースに関する関係機関等との連絡調整

(2) 想定される機関

調整機関に指定されるのは、各地方公共団体の青少年担当部局のほか、子ども・若者総合相談センターも想定される。一方で、福祉、保健、医療、雇用を所掌する部局又は教育委員会が困難を有する子ども・若者への支援の中心となってきた地方公共団体もあり、具体的にどの機関を調整機関として指定するかは各地方公共団体の判断による。なお、民間団体に調整機関の業務を委託することも可能である。

4 指定支援機関（法第 22 条）

(1) 役割

指定支援機関は、公的機関と連携して、困難を有する子ども・若者に対し法第 15 条第 1 項各号に規定する支援を担うことをその役割とする。

また、①支援に関する実践的・専門的な情報の提供、②調整機関と協力しつつ、協議会の円滑な運営のための潤滑油的な機能といった、協議会の支援全般の主導的役割を果たすことが期待される。

なお、指定支援機関の行う支援が従前の公的支援とは別の新たなサービスを提供するものであれば、その利用者に利用料等の負担を求めることもありうる。

(2) 想定される機関

協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから、一の団体に限り指定

支援機関を指定することができるが、指定できるのは公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人などの民間団体である。

そもそも指定支援機関の制度が設けられた趣旨は、従来公的機関では対応が十分ではなかった種類の支援や民間的発想を生かした方法による支援を充実させることにあるので、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等すべての分野における支援を行っている団体でなければ指定支援機関に指定できないというものではない。

また、指定支援機関がすべての分野における支援を行えるものではない以上、必要に応じ、精神保健福祉センター等による支援はもとより、従来から公的機関で行ってきた支援を継続させていくべきである。

なお、ある協議会において一つの民間団体を指定支援機関とした際に指定されなかった他の民間団体であっても、当該協議会の構成機関となりうる。

(3) 適切な民間団体が当該地域に存在しない場合

様々な社会資源を活用して困難を有する子ども・若者を支援する観点からは、できるだけ指定支援機関の制度を用いることが望ましい。また、指定支援機関は地理的に協議会を設置する地方公共団体内に所在する必要はなく、利用可能であれば他の都道府県・市町村に所在する団体を指定することもできる。

ただし、指定支援機関は協議会の必置機関ではないことから、住民に対し効果的な支援を行いうる団体がない場合にまで、この制度を用いることを強いるものではない。

5 子ども・若者総合相談センター（法第13条）

(1) 役割

子ども・若者総合相談センターは、地方公共団体が子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点として設けられるものである。

子ども・若者総合相談センターが設けられる趣旨は、幅広い分野にまたがる子ども・若者の問題への相談に対し、いわゆる「たらい回し」を防ぐ機能を果たすことである。必ずしも、子ども・若者に関する全ての問題を子ども・若者総合相談センターだけで解決することが求められるものではない。すなわち、子ども・若者総合相談センターにおいては、少なくとも関係機関のリストを整備するなどして相談の一次的な受け皿になり、自ら対応できない案件については、地域内の他の適切な機関に「つなぐ」ことが重要である。

相談者を地域内の他の適切な機関を紹介する場合、相談者の希望を踏まえ、紹介先の受入意向を確認の上、相談者を当該機関に紹介するなどの配慮が必要である。

(2) 既存の窓口との関係

子ども・若者総合相談センターの機能を担うに当たっては、新たに相談窓口や関係施設を設けることを一律に求めるものではなく、既存の相談機関が法の「子ども・若者総合相談センター」の機能を併せ持てば足りる。当該機関の名称についても、「子ども・若者総合相談センター」にする必要はない。

一方、本法の趣旨及びひきこもりや若年無業者の問題が遷延化してきている現状を踏まえ、30歳代を含めた者に対し情報提供のできる体制とすることが望ましい。また、相談窓口が複数の機関に分散的に設けられている場合、必ずしもこれを物理的に一つに統合しなければならないものではないが、少なくともお互いの相談窓口の内容を把握した上で他の相談窓口を紹介することが期待される。

なお、当該センターの相談業務を民間委託することや、複数市町村による共同設置で対応することも可能である。

6 既存の協議会との関係

子ども・若者の問題に対処する上で法定の協議会と事実上のネットワークがあり、これらと本法の協議会との関係については次のとおりである。

(1) 法律に基づく協議会

① 地方青少年問題協議会法に基づく「地方青少年問題協議会」

地方青少年問題協議会は、地方公共団体における青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項（例えば子ども・若者計画）を調査審議するとともに、その総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ることを目的とするものであり（地方青少年問題協議会法第2条）、本法に基づく協議会とは、その設置目的が異なる。

ただし、協議会の代表者会議のメンバーと地方青少年問題協議会のメンバーが大きく重なっている場合には、それぞれの会議を連続した時間帯に相前後して開催するなどの運用上の工夫も考えられる。

② 児童福祉法第25条の2に規定する「要保護児童対策地域協議会」

児童福祉法第25条の2に規定する「要保護児童対策地域協議会」は、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童）又は要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）及びその保護者若しくは特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）の早期発見や適切な保護又は支援を図ることを目的とする。なお、児童福祉法の「児童」の年齢的範囲は18歳未満である（同法第4条）。

一方で、本法の協議会は、保護者の状況如何にかかわらず、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を行うものであり、要保護児童対策地

域協議会とは設置目的が異なる。

ただし、要保護児童対策地域協議会の対象である 18 歳未満の年齢層においては支援対象が重複する場合があること、また、児童相談所や学校などが双方の協議会の構成機関となることも考えられる。このため、両協議会の役割分担を明確にしつつ、対象児童が自立に必要な年齢に到達した場合の本法の協議会への適切な紹介等の連携を行うとともに、必要に応じて、当該地域における子ども・若者をめぐる社会環境に関する一般的な情報を共有して、当該地域における子ども・若者への支援に当たることが期待される。

また、両協議会のメンバーが大きく重なっている場合には、それぞれの会議を連続した時間帯に相前後して開催するなどの運用上の工夫も考えられる。

なお、一方の協議会の対象とされたケースが他方の協議会の対象とする方が適切であることが判明した場合には、その時点でその事案を扱うのにふさわしい協議会に移管するのが適切である。

(2) 法律に基づかないネットワーク（例）

① 地域若者サポートステーション事業（厚生労働省の事業）のネットワーク

ニート状態にある若者等の職業的自立支援を目的とした地域の若者支援機関等からなるネットワーク。

② 児童生徒の不登校・いじめ等に対応するためのネットワーク

不登校やいじめ等児童生徒の問題行動等への対応を目的とした、教育委員会、学校、教育支援センター（適応指導教室）等の関係機関によるサポートのためのネットワーク。

③ 特別支援教育を総合的に支援するためのネットワーク

発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒に対し、学校における特別支援教育を総合的に推進するための、教育、医療、保健、福祉、雇用等の関係機関等によるネットワーク。

④ ひきこもり地域支援センター（厚生労働省の事業）のネットワーク

ひきこもり地域支援センターは、ひきこもりについて専門的見地から相談機能を担うものであり、相談内容に応じた適切な支援をするために医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関が情報交換等を行うネットワーク。

⑤ 少年非行対策ネットワーク

少年非行の防止や立ち直りを支援するためのネットワーク。

(3) 既存のネットワークとの関係

法律上特定の目的が与えられた法定の協議会とは異なり、事実上のネットワークである地域若者サポートステーション事業のネットワーク等については、いずれも各地域に

においてより広いネットワーク（協議会）の構成要素となったり、オブザーバー参加等の連携協力をしたりすることが期待される。

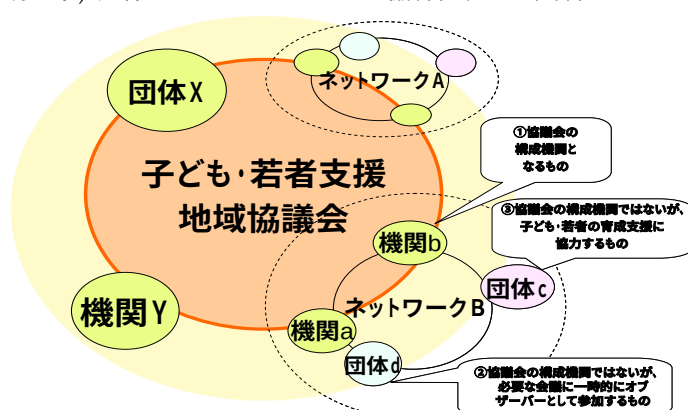
ここで、これらの既存のネットワークにおいても関係機関との連携がうたわれていることから、本法の協議会との協力関係が望まれる。例えば「地域若者サポートステーション事業実施要綱」にあっては、「支援対象者に対し、適した支援を継続的に行うことができるよう、必要に応じて他の若者支援機関に誘導する等、各機関間で連携を行うこと。また、支援対象候補者の把握に当たっては、個人情報保護法令・条例等の定めに配慮しつつ、他の若者支援機関との情報交換を行うものとする。」とされている。また、「ひきこもり対策推進事業実施要領」にあっては、「対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携が確保できるよう努める。」とされている。

法はこうした流れを一つの背景に制定されたものであり、既存のネットワークによる取組を何ら否定するものでもなく、むしろ関係機関の連携という理念の重要性を法律をもって確認し、幅広い関係機関の連携を一層推進することを目的とするものである。

そこで、例えば地域若者サポートステーション事業実施団体について言えば、国から委託費を受けて当該事業を実施していることから当該委託費は当該事業以外に使用してはならないことは当然のことであるが、このことにより、地域若者サポートステーション事業実施団体が協議会の構成機関になることは何ら妨げられない。

なお、こうした既存のネットワークの個々の機関・団体に着目すれば、それぞれの性格に応じ、①協議会の構成機関となるもの、②構成機関ではないが、専門的知識の提供などのために特に必要とされる場合、必要な会議にオブザーバーとして参加するもの、③構成機関でもオブザーバーでもないが、社会体験の場を提供するなどの協力をするものに分けられる場合もあると考える（2（4）参照）。

（参考）既存のネットワークと協議会との関係のイメージ



また、本法では、事実上のネットワークとは異なり、協議会の構成機関等に対して、罰則も含めた法律上の秘密保持義務を課している。

7 秘密保持義務（法第 24 条）

(1)趣旨

協議会を構成するすべての者に対して協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとすることにより、相談者に対して安心して相談できる環境を整備するとともに、協議会における積極的な情報交換及び官民間の連携の推進を担保することとしている。

ここで、秘密とは「非公知の事実であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」（最高裁昭和 48 年（あ）第 2716 号同 52 年 12 月 19 日第二小法廷決定）とされているが、本協議会で扱う秘密の大半は個人情報であるため、以下では個人情報の取扱いについて説明する。

(2)適用範囲

本法の秘密保持義務は以下の者に対して課される。

- ① 国又は地方公共団体の機関である場合
当該機関の職員又は職員であった者
- ② 法人である場合
当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- ③ ①又は②以外の者
協議会を構成する者又はその職にあった者

(3)罰則

秘密保持義務に違反した場合には、法の罰則（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が適用される。国家公務員法、地方公務員法及び刑法等に対し本法は特別法に当たするため、本法の罰則（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が優先して適用される。したがって、国家公務員法第 109 条第 12 号、地方公務員法第 60 条第 2 号、刑法第 134 条第 1 項（医師）、保健師助産師看護師法第 44 条の 3 第 1 項、精神保健福祉士法第 44 条第 1 項は適用されない。

(4)その他注意を要する例

- ① 協議会の構成機関の職員が、会議には直接的には参加していない上司に対して復命した場合、当該上司は協議会の事務に従事する者として秘密保持義務がある。
- ② 派遣労働者であっても、協議会の事務に従事する場合には、法律上の秘密保持義務がある。

- ③ 構成機関となるのではなく、単にオブザーバーとして参加する場合、公務員や医師等ならば地方公務員法や刑法等による秘密保持義務があるが（(3)参照）、それ以外の者には法律上の秘密保持義務は生じない。このため、法律上の秘密保持義務を有しない者を個人情報扱う会議にオブザーバー参加させることは適当ではない。

付言すれば、本法は地方公務員法等による法律上の秘密保持義務を有しない者に当該義務を課し、広くこれらの者が協議会の構成員となりうるようにしたことに留意すべきである。

(5)個人情報の提供に当たっての本人の同意

個人情報の提供に当たって本人の同意が必要かどうかは、各地方公共団体の個人情報保護条例による。

国の場合、例えば国立学校や国立病院から協議会に個人情報を提供するには、原則どおり、本人(未成年者の場合はその法定代理人)の同意が必要である。これは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項第3号、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第9条第2項第3号において、本人の同意なく個人情報の提供が許容される「相当な理由」とは認められないからである。すなわち、個人情報を入手する場合には、支援のために協議会へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、あらかじめ本人の了承を得ておくものとする。

もっとも、当初から本人の同意が得られない場合は無理強いせず、現実には協議会へ情報を提供する段階に至った際に改めて本人と相談し、了承を得るというやり方でもよい。その際、協議会の事務従事者には法律上の秘密保持義務が課されているので、秘密は守られることを相談者に対して示すことが必要である。

なお、関係機関等から協議会に個人情報の提供を行うことについて本人（未成年者の場合はその法定代理人）の同意を得る際には、別添の様式例にあるように、

- ①個人情報の提供先
- ②提供される個人情報の内容
- ③提供先における個人情報の利用目的

を明らかにした上で、署名又は記名・押印する方法によることが適当である。

8 協議会設置の準備

(1)準備会の開催

関係機関によって、協議会に対する期待やイメージは当初ばらつきがあるため、協議会を設立するには、事前に十分な協議、調整が必要となる。

また、関係機関等の協議会への参加に際しては、協議会の業務内容や構成員に課せられる秘密保持義務等について、その内容や違反した場合の罰則等について、あらかじめ共通

理解を得ることが適当である。

このため、協議会の中心となる機関による準備会を開催し、協議会運営の骨格部分について協議、調整しておくことが必要である。

(2) 協議会設置のためのチェックポイント

協議会設置のために必要となる主要項目としては、以下のようなものがある。

- ① 協議会設置の単位をどうするか（単独設置か共同設置か。）。
- ② 協議会を構成する関係機関としてどこまでを含めるか（法第 19 条）。
- ③ 調整機関としてどこを指定するか（法第 21 条）。
- ④ 指定支援機関としての機能を担うことのできる団体があるか（法第 22 条）。あるとしてそこを指定することでよい。
- ⑤ 子ども・若者総合相談センター（法第 13 条）の機能を担う機関をどこにするか。

(3) 要綱の作成

法律上、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定めることとされており（法第 25 条）、協議会の設立に先立ち、この内容を関係機関等の間で協議、調整し、設立運営要綱等を作成しておくことが適当である。

要綱の内容は、地域の実情に応じたものとなるが、①目的、②事業内容、③組織（構成機関、調整機関、指定支援機関等）、④運営方法、⑤秘密保持義務等が考えられる。

(4) 公示

地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令（子ども・若者育成支援推進法施行規則。以下「規則」という。）で定めるところにより、その旨を公示しなければならない（法第 19 条第 2 項）。

具体的には、規則で定めるとおり。

- ① 協議会を設置した旨（規則第 1 号）
- ② 当該協議会の名称（規則第 2 号）
- ③ 当該協議会に係る子ども・若者支援調整機関の名称（規則第 3 号）
- ④ 当該協議会に係る子ども・若者指定支援機関の名称（規則第 4 号）
- ⑤ 当該協議会を構成する関係機関等の名称等（規則第 5 号）
- ⑥ 関係機関等ごとに法第 15 条第 1 項のいずれに該当するかの別（「国及び地方公共団体の機関」、「公益社団法人及び公益財団法人」、「特定非営利活動法人その他の団体」、「学識経験者その他の者」のいずれに該当するかの別）（規則第 6 号）

を公示することが必要である。

ここで、「公示」とは、「一定の事項を周知させるために、一般公衆がこれを知ることのできる状態に置くこと。」であり、特に形式の定めはない。そこで、公示は、地方公共団体の広報紙やホームページへの登載で行うことができる。

また、規則第5号に「名称等」とあるのは、協議会を構成する関係機関等には「学識経験者その他の者」が含まれ（法第15条第1項本文）、この場合には、これらの者の「氏名」となるからである。

ただし、これらの個人資格での参加者については、「〇〇知事（市町村長）が指定する者」という形で公示することにより、個人名を公示することなく、協議会構成員とすることが可能である。もっとも、秘密保持義務を課せられている対象者を特定する必要があること、また、秘密保持義務は協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者に課せられていることから、名簿は常に最新のものとしておくとともに、過去の名簿についても確実に保存しておく必要がある。

(5) 構成機関等に対する協力要請

困難を有する子ども・若者に関する情報の交換や支援の内容に関する協議を行うために必要があると認めるときは、協議会は、構成機関等（子ども・若者総合相談センターを含む。）に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる（法第20条第3項）。

そのため、継続的に情報交換が見込まれる関係機関には、秘密保持義務が課される協議会の構成機関となるようにあらかじめ要請することが望ましい。

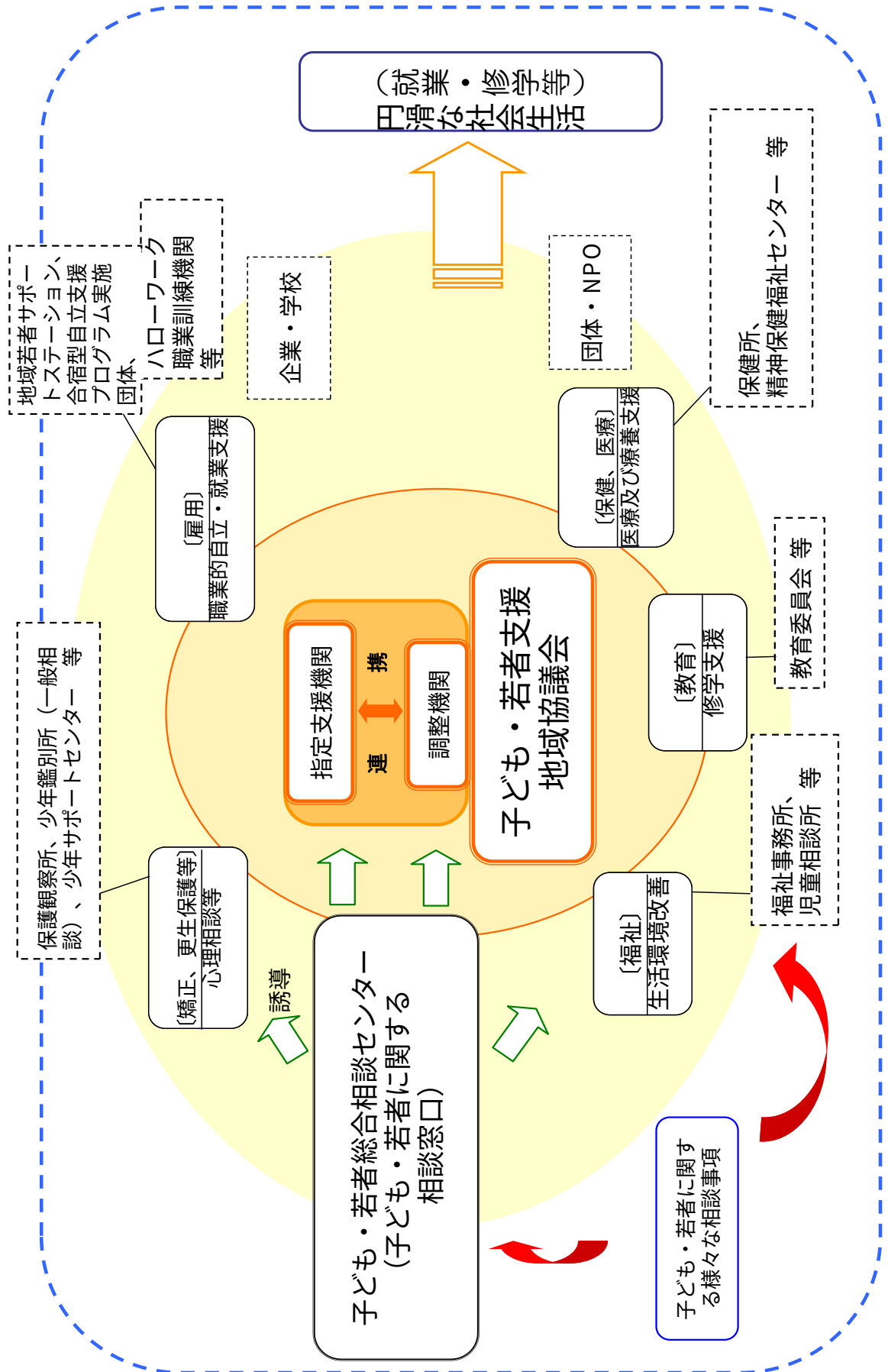
9 人材の養成

法第18条は、「国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上・・・に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」と定めている。これは法第19条に定める協議会の運営に携わる人材だけを対象とした規定ではないものの、協議会の円滑な運営のためには、研修等を通じ人材の養成及び資質の向上に努めることが必要である。

この観点から、内閣府の作成した「ユースアドバイザー養成プログラム～関係機関の連携による個別的・継続的な若者支援体制の確立に向けて～」を活用願いたい。

※「ユースアドバイザー養成プログラム」は、yahoo 又は google により「内閣府ユースアドバイザー」で検索すると表示される。

地域における子ども・若者育成支援ネットワーク(イメージ)



個人情報の取扱いに関する同意書 (様式例)

〇〇〇〇 (機関・団体名) は、相談者に関する個人情報を下記のとおり取り扱います。

記

1. 個人情報の利用目的

〇〇〇〇は、個人情報を以下の目的のために利用します。なお、これ以外の目的には利用しません。

(1) 相談業務の実施

(2) シンポジウム・イベント等の開催案内

(3) ・

(4) ・

(5) その他これらの事業に附帯する事業

} 必要に応じて限定列挙

2. 個人情報の第三者提供

〇〇〇〇は、個人情報を以下により第三者に提供します。

(1) 個人情報の提供先

〇〇 (都道府県・市町村) 子ども・若者支援地域協議会 (協議会名称)

(2) 提供される個人情報の内容

申込様式に記入した個人情報 (氏名、生年月日、連絡方法等が想定される。)

(3) 提供先における個人情報の利用目的

① 子ども・若者育成支援推進法第15条第1項各号に掲げる支援

② 支援に必要な情報の交換、支援の内容に関する協議の他、必要な業務

○ 子ども・若者育成支援推進法 (平成21年法律第71号) 第15条第1項各号

一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

私に関する個人情報を上記のとおり取り扱うことに同意します。

平成 年 月 日

本人署名

(印)

<本人が未成年者の場合>

法定代理人署名

(印)

続柄

※平成20年1月31日地域における若者支援推進課長等会議「ネットワーク、個人情報の取り扱いに対する考え方」における様式例をもとに、内閣府において作成。

